

16 利用者負担額(保育料)・実費徴収分等について

◇ 保育料について

- 保育料は、施設で日々保育を行う上で必要となる費用の一部を保護者に負担していただくもので、世帯の負担能力(保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額)に応じて市が決定しています。
- 保育料は月額のため、原則登園日数にかかわらず全額を納付していただきます。
- 保育料の納付先や納付方法は利用する施設により異なります。奈良市立保育所・認定こども園、私立保育所を利用する場合は奈良市に口座振替により納付していただきます。その他の施設を利用する場合は、各施設に納付していただきます(納付方法については、各施設にお問合せください)。
- 0～2歳児クラスの保育料(月額)は、下表のとおりです。3～5歳児クラス(保育利用)及び教育利用の保育料は無償です。
- 令和5年4月より、第2子以降の保育料を無償としています。詳細は下記の『第2子保育料の無償化について』をご確認ください。

【0～2歳児クラスの保育料(保育利用) 月額表】

階層区分(奈良市定義) ※金額は市(区町村)民税所得割課税額		第1子		第2子以降	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護受給世帯等	0円	0円	無償	
B	市民税非課税世帯	0円	0円		
C1	48,600円未満	ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯	4,000円		3,950円
C2			8,000円		7,900円
D0-1	57,700円未満	ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯	6,250円		6,150円
D0-2			12,500円		12,300円
D1-1	67,000円未満	ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯	6,250円		6,150円
D1-2			12,500円		12,300円
D2-1	77,101円未満	ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯	9,000円		8,850円
D2-2			20,000円		19,700円
D3	97,000円未満		22,000円		21,600円
D4	133,000円未満		30,500円		30,000円
D5	169,000円未満		39,800円		39,100円
D6	211,201円未満		46,800円		46,000円
D7	301,000円未満		52,300円		51,400円
D8	397,000円未満		58,300円		57,300円
D9	397,000円以上		64,800円		63,700円

ひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯とは、次の①～⑥のいずれかに該当する世帯を指します。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- ② 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者のいる世帯
- ③ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者のいる世帯
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯
- ⑤ 特別児童扶養手当の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
- ⑥ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者のいる世帯

第2子保育料無償化について(令和5年4月～)

奈良市では、子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、安心して子育てできる社会の実現に向けて、市独自の多子世帯支援の取組として、令和5年4月以降の保育所等における第2子の保育料を無償化しています(※国の基準では第2子の保育料は半額)。

また、保育料等における多子の算定方法についても、子どもの年齢にかかわらず同一生計の子ども全員を算定することで、年齢の離れた子どもを育てる世帯等に対する支援を拡大しています。

◇ 保護者が負担する費用(保育料以外)

- ・保育料の他に、実費徴収(給食費、預かり保育利用料、延長保育料、通園送迎費、行事費等の費用)や上乗せ徴収(保育士等配置の充実や平均的な水準を超えた施設整備等にかかる費用)を保護者にご負担いただきます。
- ・実費や上乗せ徴収の内容は施設により異なります。詳しくは各施設にお問合せください。
- ・実費や上乗せ徴収の納付方法は利用する施設により異なります。奈良市立幼稚園・保育所・認定こども園を利用する場合は、奈良市に口座振替にて納めていただきます(一部、施設に直接支払う費用もあります)。私立施設を利用する場合は、各施設に直接納付していただきます(納付方法については、各施設にお問合せください)。
- ・0～2歳児クラス(保育利用)の給食費は、保育料として納めていただく費用に含まれているため、別途給食費として負担いただく必要はありません。
- ・給食費のうち副食費(おかず等)については、徴収が免除される場合や、負担額の軽減措置が適用される場合があります。詳しくは下記の『副食費の徴収免除及び負担軽減について』をご確認ください。
- ・子どものための施設等利用給付認定を受けている場合は、預かり保育利用料が限度額まで無償化されます。詳細は『子育てのための施設等利用給付認定のしおり』をご確認ください。

必ずお読みください

保護者に負担いただく保育料や実費等の費用は、施設で日々保育を行うために必要な経費の一部となるものです。期限までに納付いただけない場合は、施設の運営に支障をきたしますので、必ず期限までにお支払いください。

なお、奈良市に納めていただく保育料や実費徴収分については、期日までに納付いただけない場合は、延滞金や遅延損害金を徴収することになります。また、督促状の送付のほか、電話や文書による催告を行い、それでもなお納付いただけない場合は、やむを得ず差押等の滞納処分や強制執行等の法的措置に着手する場合があります。これらの措置は、期限までに納付いただいている方との受益者負担の公平性の確保や、施設の運営に係る財源の確保のために行うものです。

◇ 副食費の徴収免除及び負担軽減について

- ・3～5歳児クラス(保育利用)及び教育利用の子どもが、以下のいずれかに該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

【1号認定(幼稚園・認定こども園教育部分利用)】

- ・年収360万円未満相当の世帯(保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の世帯)
- ・小学校第3学年修了前のきょうだいから数えて第3子以降

【2号認定(保育所・認定こども園保育部分利用)】

- ・年収360万円未満相当の世帯(保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯またはひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯で、保護者の保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の世帯)
- ・小学校就学前のきょうだいから数えて第3子以降
 - ※ 小学校就学前のきょうだいについては、(A)～(D)の施設を利用している児童のみを数えます。認可外保育施設等、対象にならない場合もあります。
 - (A) 保育所、認定こども園、市立幼稚園、施設型給付幼稚園
 - (B) 私立幼稚園(施設型給付未移行)、国立幼稚園
 - (C) 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部
 - (D) 企業主導型保育事業等

- ・上記の副食費徴収免除に該当しない子どものうち、以下に該当する場合は、施設にお支払いいただく副食費から毎月4,500円まで軽減されます。(令和5年4月～)

【1号認定・2号認定共通】

- ・上記の副食費徴収免除に該当しない子どものうち、同一世帯のきょうだいから数えて第3子以降

◇ 保育料や副食費の徴収免除の決定について

- ・ 保育料や副食費の徴収免除(又は免除取消)の決定は、毎年4月と9月の年2回行います。
- ・ 4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市(区町村) 民税所得割課税額をもとに決定しています。

令和4年度	令和5年度		令和6年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和4年度の市(区町村) 民税所得割課税額に基づき算定 (令和3年1月～12月の所得により課税額が決定)		令和5年度の市(区町村) 民税所得割課税額に基づき算定 (令和4年1月～12月の所得により課税額が決定)	

- ・ 保育料や副食費の徴収免除(又は免除取消)の決定は、原則として保護者(父母)の市(区町村) 民税所得割課税額の合算額により行いますが、父母の所得等によっては、家計の主宰者として同居の祖父母等の市(区町村) 民税所得割課税額を合計して決定する場合があります。
- ・ 保育料や副食費の徴収免除は、世帯の負担能力に応じて決定するため、住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・寄附金税額控除等を適用する前の市(区町村) 民税所得割課税額を用います。保育料の額や副食費の徴収免除の該否については、市(区町村) 民税所得割課税額にこれらの控除額を加算した額によりご確認ください。
- ・ 市(区町村) 民税所得割課税額が不明である場合は、仮算定した保育料を納めていただきます(副食費の徴収も免除されません)。届出により保育料の決定や副食費の徴収が免除される場合がありますので、必ず届け出てください。

◇ 保育料や副食費の徴収免除の決定に必要な手続きについて

- ・ 下記①～⑤に該当する場合は届出が必要です。届出がない場合は、保育料や副食費免除の決定を正しく行えない場合があります。なお、保育料や副食費徴収の見直しは年度内に届出いただいた場合に限り行います。
- ・ 調査等により、保育料の増額や副食費の徴収免除の取消に該当することが発覚した場合は、届出の有無にかかわらず保育料の変更及び副食費徴収免除の取消を適及して行います。なお、保育料の差額及び取消以降の副食費については全額を一括納付いただきます。

※必要書類は保育所・幼稚園課のホームページより印刷してください。
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/10822.html>)



【届出が必要な場合】

<p>① 世帯の状況が変わる場合(父母の結婚・離婚、世帯員の異動、転居等) 【必要書類】『異動届』 ※父母の結婚・離婚の場合は、受理日を確認できる書類(戸籍謄本・受理証明書)等の写しを添付してください。</p>	ダウンロード番号: 9
<p>② 保護者と生計を一にする子どもが住民票上別住所に居住している場合 【必要書類】『利用者負担額等別居監護申立書』 ※年度ごとに届出が必要です。 ※生計を一にしていることがわかる書類(健康保険証の写し等)を添付してください。 ※申請年度中に非該当となる場合は、『異動届』により速やかに届け出てください。</p>	ダウンロード番号: 16
<p>③ 障がい児(者)のいる世帯(17ページ)に該当する場合 【必要書類】『在宅障がい児(者)がいる世帯該当申出書』 ※年度ごとに届出が必要です。 ※手帳や証書の写しを添付してください。</p>	ダウンロード番号: 15
<p>④ 市(区町村) 民税の額が変わる場合(修正申告をした場合等) 【必要書類】『異動届』 ※異動の理由については、その他に○をつけ、「○年度市(区町村) 民税の修正申告」等と記入してください。 ※市(区町村) 民税課税証明書を添付してください(奈良市が課税している場合は添付を省略できる場合があります)。 ※課税証明書は発行する市区町村により名称が異なる場合があります。</p>	ダウンロード番号: 9
<p>⑤ 保護者が海外赴任等により決定に用いる市(区町村) 民税の課税を受けていない場合や、日本国外でも収入がある場合 【必要書類】『外国における収入等申告書』 ※記載内容を証明する書類(給与明細や源泉徴収票(例: Form W-2)等)を添付してください。</p>	ダウンロード番号: 18